

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第30条第3項
処 分 の 概 要 : 浴場業営業等の停止命令
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110)
備 考 :